核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第4部 画像診断

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(令和4年3月4日 厚生労働省告示第54号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和4年3月4日 保医発0304第1号)

告示	通知
通則	通則

- 1 画像診断の費用は、第1節、第2節若しくは第3 節の各区分の所定点数により、又は第1節、第2 節若しくは第3節の各区分の所定点数及び第4 節の各区分の所定点数を合算した点数により算 定する。
- 2 画像診断に当たって、別に厚生労働大臣が定める 保険医療材料(以下この部において「特定保険医療材料」という。)を使用した場合は、前号により 算定した点数及び第 5 節の所定点数を合算した 点数により算定する。
- 3 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休 日又は深夜において、当該保険医療機関内におい て撮影及び画像診断を行った場合は、時間外緊急 院内画像診断加算として、1日につき 110 点を所 定点数に加算する。
- 4 区分番号 E001、E004、E102 及び E203 に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算1として、区分番号 E001 又は E004に掲げる画像診断、区分番号 E102 に掲げる画像診断及び区分番号 E203 に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り70点を所定点数に加算する。ただし、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3を算定する場合はこの限りでない。

1 薬剤料

- (1) 画像診断のために使用した薬剤料は別に算定できるが、投薬に係る処方料、処方箋料、調剤料及び調剤技術基本料並びに注射に係る注射料は別に算定できない。
- (2) 画像診断のために使用した造影剤又は造影剤 以外の薬剤は、区分番号「E300」に掲げる薬剤 料により算定する。
- 2 画像診断に当たって、麻酔を行った場合は、第2章 第11部麻酔に規定する所定点数を別に算定する。 ただし、麻酔手技料を別に算定できない麻酔を行った場合の薬剤料は、第4節薬剤料の規定に基づ き算定できる。

3 時間外緊急院內画像診断加算

- (1) 保険医療機関において、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、医師が緊急に画像診断を行う必要性を認め、当該保険医療機関において、当該保険医療機関の従事者が当該保険医療機関に具備されている画像診断機器を用いて当該画像撮影及び診断を実施した場合に限り算定できる。
- (2) 画像診断の開始時間が診療時間以外の時間、 休日又は深夜に該当する場合に当該加算を算 定する。なお時間外等の定義については、区分 番号「A000」初診料の注 7 に規定する時間外 加算等における定義と同様であること。
- (3) 同一患者に同一日に 2 回以上、時間外、休日 又は深夜の診療を行い、その都度緊急の画像診 断を行った場合(複数の区分にまたがる場合を 含む。)においても 1 回のみの算定とする。

- 5 区分番号 E102 及び E203 に掲げる画像診断については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を文書により報告した場合は、画像診断管理加算 2 又は画像診断管理加算 3 として、区分番号 E102 に掲げる画像診断及び区分番号 E203 に掲げる画像診断のそれぞれについて月 1 回に限り 180 点又は 340 点を所定点数に加算する。
- 6 遠隔画像診断による画像診断(区分番号 E001、 E004、E102 又は E203 に限る。) を行った場合 については、別に厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとして地方厚生局長等に届 け出た保険医療機関間で行われた場合に限り算 定する。この場合において、受信側の保険医療機 関が通則第 4 号本文の届出を行った保険医療機 関であり、当該保険医療機関において画像診断を 専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、そ の結果を送信側の保険医療機関に文書等により 報告した場合は、区分番号 E001 又は E004 に掲 げる画像診断、区分番号 E102 に掲げる画像診断 及び区分番号 E203 に掲げる画像診断のそれぞれ について月1回に限り、画像診断管理加算1を算 定することができる。ただし、画像診断管理加算 2又は画像診断管理加算3を算定する場合はこの 限りでない。
- 7 遠隔画像診断による画像診断(区分番号 E102 及び E203 に限る。)を通則第6号本文に規定する保険医療機関間で行った場合であって、受信側の保険医療機関であり、当該保険医療機関において画像診断を専ら担当する常勤の医師が、画像診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合は、区分番号 E102 に掲げる画像診断及び区分番号 E203 に掲げる画像診断及び区分番号 E203 に掲げる画像診断のそれぞれについて月1回に限り、画像診断管理加算2又は画像診断管理加算3を算定することができる。

- (4) 入院中の患者には当該加算は算定できない。 ただし、時間外、休日又は深夜に外来を受診し た患者に対し、画像診断の結果入院の必要性を 認めて、引き続き入院となった場合はこの限り ではない。
- (5) 時間外緊急院内画像診断加算を算定する場合 においては、区分番号「A000」初診料の注9及 び区分番号「A001」再診料の注7に規定する 夜間・早朝等加算は算定できない。
- (6) 時間外緊急院内画像診断加算は他の医療機関 で撮影されたフィルムを診断した場合は算定 できない。
- (7) 緊急に画像診断を要する場合とは、直ちに何らかの処置・手術等が必要な患者であって、通常の診察のみでは的確な診断が下せず、なおかつ通常の画像診断が整う時間まで画像診断の実施を見合わせることができないような重篤な場合をいう。
- 4 画像診断に当たって通常使用される患者の衣類の 費用は、画像診断の所定点数に含まれる。

5 画像診断管理加算

(1) 画像診断管理加算1は、専ら画像診断を担当 する医師(地方厚生(支)局長に届け出た、専 ら画像診断を担当した経験を 10 年以上有する もの又は当該療養について、関係学会から示さ れている2年以上の所定の研修を修了し、その 旨が登録されているものに限る。以下同じ。)が 読影及び診断を行い、その結果を文書により当 該専ら画像診断を担当する医師の属する保険 医療機関において当該患者の診療を担当する 医師に報告した場合に、月の最初の診断の日に 算定する。画像診断管理加算2又は画像診断管 理加算3は、当該保険医療機関において実施さ れる核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影につい て、専ら画像診断を担当する医師が読影及び診 断を行い、その結果を文書により当該専ら画像 診断を担当する医師の属する保険医療機関に おいて当該患者の診療を担当する医師に報告 した場合に、月の最初の診断の日に算定する。 なお、夜間又は休日に撮影された画像について は、当該専ら画像診断を担当する医師が、自宅

等の当該保険医療機関以外の場所で、画像の読 影及び送受信を行うにつき十分な装置・機器を 用いた上で読影及び診断を行い、その結果を文 書により当該患者の診療を担当する医師に報 告した場合も算定できる。その際には、患者の 個人情報を含む医療情報の送受信に当たり、安 全管理を確実に行った上で実施すること。ま た、当該保険医療機関以外の施設に読影又は診 断を委託した場合は、これらの加算は算定でき ない。(「6」又は「7」により算定する場合を除 く。) また、これらの加算を算定する場合は、報 告された文書又はその写しを診療録に添付す る。

(2) 画像診断管理加算1、画像診断管理加算2又 は画像診断管理加算3は、それぞれの届出を行 った保険医療機関において、専ら画像診断を担 当する常勤の医師のうち当該保険医療機関に おいて勤務する1名(画像診断管理加算3を算 定する場合にあっては6名)を除いた専ら画像 診断を担当する医師については、当該保険医療 機関において常態として週3日以上かつ週22 時間以上の勤務を行っている場合に、当該勤務 時間以外の所定労働時間については、自宅等の 当該保険医療機関以外の場所で、画像の読影及 び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用い た上で読影を行い、その結果を文書により当該 患者の診療を担当する医師に報告した場合も 算定できる。その際、患者の個人情報を含む医 療情報の送受信に当たり、安全管理を確実に行 った上で実施する。また、病院の管理者が当該 医師の勤務状況を適切に把握していること。

6 遠隔画像診断による画像診断管理加算

- (1) 遠隔画像診断を行った場合は、送信側の保険 医療機関において撮影料、診断料及び画像診断 管理加算(当該加算の算定要件を満たす場合に 限る。)を算定できる。受信側の保険医療機関に おける診断等に係る費用については受信側、送 信側の医療機関間における相互の合議に委ね るものとする。
- (2) 遠隔画像診断を行った場合、画像診断管理加 算1は、受信側の保険医療機関において専ら画 像診断を担当する医師が読影及び診断を行い、

その結果を文書により送信側の保険医療機関 において当該患者の診療を担当する医師に報 告した場合に、月の最初の診断の日に算定す る。遠隔画像診断を行った場合、画像診断管理 加算2又は画像診断管理加算3は、送信側の保 険医療機関において実施される核医学診断、CT 撮影及び MRI 撮影について、受信側の保険医 療機関において専ら画像診断を担当する医師 が読影を行い、その結果を文書により送信側の 保険医療機関において当該患者の診療を担当 する医師に報告した場合に、月の最初の診断の 日に算定する。なお、夜間又は休日に撮影され た画像については、受信側の保険医療機関にお いて専ら画像診断を担当する医師が、自宅等の 当該保険医療機関以外の場所で、画像の読影及 び送受信を行うにつき十分な装置・機器を用い た上で読影及び診断を行い、その結果を文書に より当該患者の診療を担当する医師に報告し た場合も算定できる。その際には、患者の個人 情報を含む医療情報の送受信に当たり、安全管 理を確実に行った上で実施すること。また、受 信側又は送信側の保険医療機関が受信側及び 送信側の保険医療機関以外の施設に読影又は 診断を委託した場合は、当該加算は算定できな い。また、これらの加算を算定する場合は、報 告された文書又はその写しを診療録に添付す る。

(3) 遠隔画像診断を行った場合、画像診断管理加 算1、画像診断管理加算2又は画像診断管理加 算3は、それぞれの届出を行った保険医療機関 において、専ら画像診断を担当する常勤の医師 のうち当該保険医療機関において勤務する1 名(画像診断管理加算3を算定する場合にあっ ては6名)を除いた専ら画像診断を担当する医 師については、当該保険医療機関において常態 として週3日以上かつ週22時間以上の勤務を 行っている場合に、当該勤務時間以外の所定労 働時間については、自宅等の当該保険医療機関 以外の場所で、画像の読影及び送受信を行うに つき十分な装置・機器を用いた上で読影を行 い、その結果を文書により当該患者の診療を担 当する医師に報告した場合も算定できる。その 際、患者の個人情報を含む医療情報の送受信に

当たり、安全管理を確実に行った上で実施す
る。また、病院の管理者が当該医師の勤務状況
を適切に把握していること。